

公共政策大学院 平成 17 年度授業科目一覧

授業科目	単 位	責任教員	開講 学期	配当学年	週授業回数	頁
(1) リサーチ・メソッド						
政策調査の技法	4	坪野、田口 、牧原	前期	M 1	2 コマ	
(2) コア・カリキュラム						
現代行政法制の横断的検討	8	生田	通年	M1,2	2 コマ	
国際社会と各国法秩序	4	植木	後期	M1,2	2 コマ	
租税制度と政策税制の課題	4	渋谷	後期	M1,2	2 コマ	
統治機構の動態分析	4	牧原	前期	M1,2	2 コマ	
国際社会の変容とグローバル・イ ッシュー	4	戸澤	前期	M1,2	2 コマ	
経済学理論	4	鴨池	後期	M1,2	2 コマ	
財政学	2	吉田	前期	M1,2	1 コマ	
(3) 政策体系論						
政策実務 A	4	生田	通年	M1,2	1 コマ	
政策実務 B	2	三好	前期	M1,2	1 コマ	
(4) 公共政策ワークショップ I						
プロジェクト A	12	松原	通年	M 1	3 コマ	
プロジェクト B	12	坪野	通年	M 1	3 コマ	
プロジェクト C	12	西村	通年	M 1	3 コマ	
プロジェクト D	12	田口	通年	M 1	3 コマ	
(5) 公共政策ワークショップ II						
政策モジュール I	12		通年	M 2	3 コマ	
政策モジュール II	12		通年	M 2	3 コマ	
政策モジュール III	12		通年	M 2	3 コマ	
政策モジュール IV	12		通年	M 2	3 コマ	
政策モジュール V	12		通年	M 2	3 コマ	
政策モジュール VI	12		通年	M 2	3 コマ	
(6) 展開科目						
租税法原論	2	渋谷	前期	M1,2	1 コマ	
国際知的財産法	2	藤田	後期	M1,2	1 コマ	
実務労働法 I	2	水町	前期	M1,2	隔週 2 コマ	
実務労働法 II	2	水町	*	M1,2	*	
社会保障法	2	岩村	前期	M1,2	隔週 2 コマ	
経済法理論	2	鈴木	前期	M1,2	1 コマ	
経済法実務	2	鈴木	後期	M1,2	1 コマ	
環境法 I	2	三好	前期	M1,2	1 コマ	
環境法 II	2	大塚	*	M1,2	*	

金融法	2	弥永	*	M1,2	*	
企業課税論	2	渋谷	前期	M1,2	1 コマ	
少年法・刑事政策	2	齋藤	後期	M1,2	1 コマ	
国際人権・刑事法	2	西村	後期	M1,2	1 コマ	
トランスナショナル情報法	2	芹澤	後期	M1,2	1 コマ	
ジェンダーと法演習	2	辻村	前期	M1,2	1 コマ	
現代政治分析	2	川人	前期	M1,2	1 コマ	
比較政治学	4	横田	通年	M1,2	隔週 2 コマ	
日本政治外交史	4	空井	後期	M1,2	2 コマ	
ヨーロッパ政治史	4	平田	通年	M1,2	隔週 2 コマ	
西洋政治思想史	4	柳父	通年	M1,2	1 コマ	

注：\*は集中講義である。

授業科目：政策調査の技法（4単位）

責任教員：坪野吉孝、田口左信、牧原出

配当学年：M1年

#### <目的>

この授業は、公共政策大学院における基礎的な調査技法の習得を目的とする。大学院カリキュラムの基礎となるだけでなく、政策の企画立案のための基本的な素養を涵養することがねらいである。

第1に、インターネットを通じた情報収集の方法を教授する。現在、公共政策に関する諸情報は、さまざまなウェブサイト上に存在するが、それらの特性を的確に把握し、リサーチの目的に応じて使い分けることによってはじめて能率的な情報収集が可能となる。また、パーソナル・コンピューターやネットワークについての技術的な基礎知識も理解しておくことが有益である。これらを習得することによって公共政策ワークショップでのリサーチを円滑に進めることが目指される。

第2に、公共政策の企画立案の基礎能力として、統計データの解釈方法について、講義と実習を行う。

第3に、プレゼンテーションやネゴシエーションなど、対人コミュニケーション能力を高めるための授業を行う。とりわけ公共政策ワークショップに不可欠のインタビューについての技法についての講義と実習を行う。

これらは、経験を蓄積することでそのスキル・アップを図ることが可能であるため、大学院の履修当初の段階から習得することが期待される。

#### <授業内容・方法>

授業の第1部は、インタビュー技法の解説と実習である。アポイントメントから録音の方法、インタビュー後の記録の整理といった一連の手続について説明し、学生に小インタビューを行わせて、その記録を自ら筆記し、授業の場でその内容の可否について討論を行う。

具体的には以下の諸項目について、解説を加えた後、実習を行う。

1. インタビューの種類と方法
2. 取材の方法——ジャーナリズムにおけるインタビュー
3. 記録の保存と解釈——オーラル・ヒストリー
4. インタビューの実習

授業の第2部は、政策立案・評価過程における統計データの作成と解釈について概説を加え、実習を行う。具体的には、実際の調査データを事例に用いて、マイクロソフト社の表計算ソフトであるエクセルの利用法を習得しながら、統計学の基本事項を学習する。4回の講義と実習を通して、以下の事項を学習する。

1. 総論（仮説の立て方、変数の種類、欠損値の取り扱いなど）・エクセルの基本事項
2. 分布の中心とばらつき・エクセルによる単純集計とグラフ作成
3. 相関性と因果性—二つの変数の関連性・エクセルによるクロス集計とグラフ作成
4. エクセルによる統計的検定の基本（t検定、カイ二乗検定、F検定など）
5. 疫学と統計データの解釈
6. Program Evaluation の政策への応用可能性

授業の第3部は、主として政策調査の立案過程における情報の収集方法について、概説を加え、実習を行う。

1. 情報検索一般——新聞記事検索、ネットを利用した検索
2. 官庁がソースとなっている情報の収集について
  - (1) 図書・報告書・統計集等(白書、統計集、法令集、コンメンタール等)
  - (2) ネットを利用した検索(主要官庁サイトの概観、検索方法、特性)
  - (3) アイテム別の情報収集
    - ① 法令(総務省法令データ提供システム、現行法規総覧、法令全書の使い方)
    - ② 閣議決定・官邸関係会議の調べ方(官邸HP、閣議案件表)
    - ③ 予算関係(マクラ、日本の予算ほか)
    - ④ 国会審議関係
    - ⑤ 統計関係
3. 国際機関、外国政府がソースとなっている情報の収集について (P)
  - ・ 統計(IMF, OECD の統計、国連関係機関の統計ほか)
  - ・ 各国政府、国際機関のサイト

<教科書・教材>

御厨貴(2001)『オーラル・ヒストリー』中公新書

<成績評価の方法>

学生が提出したペーパー並びに実習への取り組み姿勢を総合的に評価する。

授業科目：現代行政法制の横断的検討（8単位）

責任教員：生田長人

配当学年：M1・2年

## 1 本講義の目指すもの

実社会において向き合わなければならないあまたの実定行政法制度を、法学部或いは大学院法学研究科に在学する学生諸君が学ぶ機会が、意外と少ない。もちろん、大学においても行政法特殊講義の形で、環境法、都市法、金融法といった幾つかの限られた法制度についての講義が行われているが、我が国の行政全般にわたる広範な法制度の全体像について、概括的な理解を与えうるまでには至っていない。

このため、行政法の通則や行政救済法或いは行政組織法といった分野に十分な知見を有する学生諸君も、実社会に横たわる様々な行政に関わる課題に、どのような行政法制度が関係し、どのような解決が図られているかということになると、殆ど正しい認識を持ち合わせていないというのが現状であるといっても過言ではない。

大学に限らず、実社会においても、各種の実定行政法が、どのような考え方に基づいて整備されており、現実の社会においてどのような機能を果たしているのか、といったことを現役の行政官から聞く機会は殆どないと言っていい。また、現実が生じている様々な問題に対して、これらの実定行政法に基づいてどのような対応がなされるか、また、それぞれの実定行政法がどのような限界を持っているか、さらに現在どのような方向でその改善が企図されているか等に至っては、ごく稀にしか、知る機会がないと言える。本講義は、行政官を目指す学生諸君に対して、我が国の実定行政法制度の全体像の提示とその横断的検討を通じて、こうした実定行政法の世界の概要とそこに流れる基本的考え方を理解してもらうためのものである。

## 2 講義の内容とスケジュール…オムニバス形式の講義・理論と実務のあるべき姿の追究

本講義の対象は、我が国の実定行政法の殆ど全ての分野に及ぶ。例えば、公物・公共施設法、都市法、住宅法、運輸・交通法、農業関係法、（資源・エネルギー法）、通信・放送法、医療関係法、（教育・文化法）、（商工業関係法）、中央銀行法・金融法、（消費者保護法）、警察関係法、防衛・安全保障法、（災害関係法）、自治・公務員法、財政関係法といった分野である。これらについて、その制度を支える基本的考え方、抱えている課題、その解決に向けての基本方向等を、オムニバス方式の連続講義（2年間）の形で開講することとしている。

（ ）については、本年度は開講しない。

これらの講義を行う講師陣は、各省庁の審議官、課長クラスの幹部行政官が主力であるが、その他、退官後間もない次官、長官等も予定していて、現実の中で機能する活きた行政法制度を学ぶことが可能となるものと考えている。

また、この講義においては、単にこれらオムニバス講義にとどまらず、現代の実務行政法制を貫いている基本的考え方と従来の行政法理論との格差相違についての検討が行われ、現実と理論の間で、今後各実務行政法制度のあるべき姿と行政法理論そのものの向上が語られることになる。なお、当大学院では、このオムニバス講義の他に、環境法、都市法、金融法、社会保障法といった講義が別途開設されるため、学生諸君は、ほぼ、我が国の実定行政法制度の全体を把握することができると思われる。

本講義は、2年間で、行政のほぼ全てにわたる分野を網羅する形で行われるが、本年度（第1年

度)の予定は次の通りである。

4月 オリエンテーション、都市法

5月 住宅法、財政法

6月 農業法、林業法

7月 警察法

10月 安全保障法、運輸・交通法

11月 医療衛生法、公物管理法

12月 通信放送法、金融関係法

1月 中央銀行法、地方自治法、本年度のまとめとしての実務行政法の基本的考え方についての講義

### 3 教科書

各講師陣が、その都度レジュメを配布することを予定している。

### 4 成績評価

年度末に筆記試験を行って評価する。

授業科目：国際社会と各国法秩序（4単位）

責任教員：植木俊哉

配当学年：M1・2年

#### <目的>

国際社会と国内社会が密接不可分に連関するものとなりつつある現代において、国際法と国内法という従来の伝統的な二元的枠組を前提とした考察では、実態に即した的確な分析が困難である分野や問題が増えつつある。このような現状を踏まえ、本授業では、国際社会の法としての国際法と各国の国内法秩序との相互関係を常に意識しつつ、現代の国際社会を規律する法秩序の全体像を正確に理解することをその目的とする。

#### <授業内容・方法>

- (1) オリエンテーション：実践問題演習その1
- (2) 国際法とは何か？——国際法の存在形態
- (3) 条約に関するルール
- (4) 国際法と国内法の関係
- (5) 国家管轄権と海洋法
- (6) 実践問題演習その2
- (7) 紛争解決と国際裁判
- (8) 外交関係と領事関係
- (9) 武力行使とその法的規制
- (10) 国際責任をめぐる問題
- (11) 実践問題演習その3
- (12) 国際経済法
- (13) 国際人権法
- (14) 国際社会の現代的諸課題（テロの法的規制、人道的干渉等）

#### <教科書・教材>

- ・植木俊哉編『ブリッジブック国際法』（信山社、2003年）
- ・大沼保昭編集代表『国際条約集 2005年版』（有斐閣、2005年）
- ・小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編『講義国際法』（有斐閣、2004年）

を教科書として使用する。この他に、

- ・山本草二・古川照美・松井芳郎編『国際法判例百選』別冊ジュリスト 156号（有斐閣、2001年）
- ・編集代表田畑茂二郎・竹本正幸・松井芳郎『判例国際法』（東信堂、2000年）

を参考書として使用する。

#### <成績評価の方法>

①通常の授業の中での質疑応答及び討議における参加状況及びその内容、②学期末に行う筆記試験、③授業期間中又は授業期間終了後に提出するレポート、の3つを総合的に評価して成績評価を行う。

授業科目：租税制度と政策税制の課題（4単位）

責任教員：渋谷雅弘

配当学年：M1・2年

#### <目的>

租税制度は、国家の財源調達という目的を持ち、一定の基本原則に基づいて構築される体系である。他方において、様々な政策分野で税制は有効な手段として用いられており、これは政策税制と呼ばれる。この両者について学び、その今日的課題について理解し、租税制度および政策税制の立案、分析、評価等の能力を身につけることが、この授業の目的である。これによって、理論的・実務的知識を備えた租税政策全般の専門家を養成する。

この授業においては、政策プロフェッショナル養成という公共政策大学院の目的に則して、立法学・政策学として租税を学習する。租税を直接に担当するのは官庁は財務省、地方税制については総務省であるが、それ以外の省庁が担当する政策分野の多くでも、租税に関する知識は不可欠となっている。また、地方自治体による独自課税の動きがしばしば報道されるように、地方政府による政策立案においても、今日では租税に関する知識が必要とされている。

租税制度を学ぶとは、あるべき租税の原則と、その原則を実現するための仕組みを考えることをいう。それに対して、政策税制とは、租税以外の様々な政策目標を実現するために、税制を手段として用いることをいう。税制についての個別的知識よりも、この租税制度と政策税制とのバランス感覚を学ぶことが、この授業の最終的な目標である。

#### <授業内容・方法>

授業は、対話型の少人数講義により行う。現に社会において問題となっている租税制度および政策税制上の論点を対象としながら、その理論的背景や実務的視点についても学んでいく。

授業は2部に分かれる。第1部の租税制度総論においては、租税制度の基礎を学び、租税政策上の今日的課題について議論を行う。第2部の政策税制各論においては、国家の様々な政策問題に対する手段として税制が用いられていることを知り、その目的・効果について議論を行う。第2部は、実務家教員の協力を得てオムニバス形式を取り入れて行う。その上で、各政策税制が租税制度の理念とどのように調和または対立するのかを検討する。授業は、次の順序で進める。

#### 第1部 租税制度総論

イントロダクション：租税の意義、種類、機能、及び根拠について、その概略を理解する。

税制の基本原則：税制の基本原則としてどのような考え方があるか、また近年よく言及されている「公平」「中立」「簡素」とはいかなる意味であるかを学ぶ。

近年の税制改革：日本及び各国における最近の税制改革の動向を学び、税制の今日的課題点を理解する。

個人所得課税：個人所得課税の全体構造、課税単位、譲渡所得課税について学習する。

企業課税：法人税制の基礎と、新型企業組織に対する課税上の課題点を学ぶ。

消費課税：付加価値税の仕組みについて学習する。

資産課税：相続税及び固定資産税の基礎を学ぶ。

地方税と地方財政：地方税の体系及び地方財政の現状について学習する。参考文献として、神野直彦＝自治・分権ジャーナリストの会編『課税分権』（日本評論社、2001）。

租税行政：租税行政組織と租税行政の現状について学習する。

租税特別措置：租税特別措置の意義と機能について学習する。これは、第2部のイントロダクショ

ンとしての意味を持つ。参考文献として、和田八東『租税特別措置—歴史と構造—』（有斐閣、2001）。

## 第2部 政策税制各論

金融・証券制度と税制：二元的所得税の考え方と、最近の金融・証券税制の改革について学習する。参考文献として、税制調査会『金融所得課税の一体化についての基本的考え方』（2004年6月15日）、中里実『キャッシュフロー・リスク・課税』（有斐閣、1999）、『金融資産収益の課税』日税研論集41号（1999）。

中小企業税制：中小企業に関する税制上の諸問題について学習する。参考文献として、『中小企業税制』日税研論集6号（1988）。

事業承継税制：事業主の相続時における事業承継に関して、私法上の問題と合わせて、税法上の課題を学ぶ。

産業税制：租税特別措置としての産業税制について、その経緯を学ぶ。参考文献として、経済産業省編『産業税制ハンドブック』（経済産業調査会）、山内進『租税特別措置と産業成長』（税務経理協会、1999）。

社会保障制度と税制：社会保障制度と税制との関連について学ぶ。特に年金制度と、年金に対する課税のあり方に重点を置く。参考文献として、税制調査会『少子・高齢社会における税制のあり方』（2003年6月17日）、『年金税制』日税研論集37号（1997）。

土地政策と税制：地価高騰期における土地税制に関する議論を学び、政策手段としての租税特別措置の意義について考察する。参考文献として、税制調査会『土地税制のあり方についての答申』（1968年7月26日）、税制調査会『土地税制のあり方についての基本答申』（1990年10月30日）、石弘光『土地税制改革』（東洋経済新報社、1991）、野口悠紀雄『土地の経済学』（日本経済新聞社、1989）。

環境政策と税制：いわゆる環境税を巡る議論の現状、税制のグリーン化と呼ばれる動き、及び産業廃棄物課税など各地方自治体が独自に行っている環境関連課税の実態について学習する。参考文献として、OECD『環境関連税制』（有斐閣、2002）、藤田香『環境税制改革の研究』（ミネルヴァ書房、2001）。

家族制度と税制：今日における家族の変容を踏まえて、家族に関する課税上の諸問題を学ぶ。参考文献として、人見康子＝木村弘之亮編『家族と税制』（弘文堂、1998）。

公益法人・NPOと税制：公益法人に対する課税の経緯と、NPOに対する課税上の今日の問題を学ぶ。

### <教科書・教材>

上に掲げたものの他に、全体的な教材としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、『図説日本の税制』（財経詳報社）、税制調査会『わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—』がある。特に第1部においては、金子宏『租税法』を教科書として用いる。

その他、税制調査会や各種審議会等の資料を用いる。

### <成績評価の方法>

成績は、各回の対話の内容およびレポートにより評価する。

### <その他>

関連する科目として、企業組織法・企業取引法と租税法との関連を学ぶ「企業課税論」、および租税の基礎理論について議論する「租税法原論」がある。

授業科目：統治機構の動態分析（4単位）

担当教員：牧原 出

配当学年：M1・2年

#### <目的>

この授業の目的は、統治機構を構成する諸制度の理論を理解した上で、その運用・政治的効果についての実体的側面を分析する点にある。公共政策についての諸理論を習得するとともに、その視点から日本や諸外国で実際に用いられた政治・行政文書の内容を分析し、政策理論・行政理論と行政実務の双方への理解を深める。一方で行政官・政治家などの行政実務にかかわる人間の視点に立つことを学び、他方でそれを諸学問の観点から分析・検討することで、行政活動についてその外部から客観的に理解することが目指される。特に日本で現在進行中の諸改革に留意し、その中で諸制度がどのように運用され、いかなる領域が変化しつつあるのか分析していく。

#### <授業内容・方法>

授業の進め方としては、各回のテーマに関連した文献リストをあらかじめ配布し、学生の必読文献と参照文献を指示した上で、講義形式で解説を加える。その後に演習形式で、割り当てられた学生が講義を受けた理論の観点から必読文献を分析して発表する。その発表をめぐって討論を行い、理論と実務についての理解を深める。1995年9月の村山内閣の閣議決定「審議会等の透明化・見直し等について」以降、政府の審議会・懇談会等の議事内容と報告書が公開されるようになり、それらは政府のホームページよりダウンロードできるようになった。したがって、議事内容にも目を配りながら報告書を分析していく。学期終了後、学生は報告内容をさらに発展させたレポートを提出する。

授業内容（予定）及び各回の必読文献は以下の通りである。

#### (1) はじめに：政治の言葉・政策論争・行政の「ドクトリン」

Christopher Hood & Michael Jackson, *Administrative Argument*, Dartmouth, 1991, Ch.1

上野千鶴子+大沢真理「男女共同参画社会基本法のめざすもの」（上野千鶴子編『ラディカルに語れば…』平凡社、2002年）

#### (2) 「日本官僚制」と政権交替

辻清明『新版日本官僚制の研究』東京大学出版会、1969年、第1章

2003年総選挙民主党マニフェスト

Labour Party, *Britain will be better with new Labour*, 1997

#### (3) 制度としての国会

大石真「国会改革をめぐる憲法問題」『法学論叢』141巻6号

参議院の将来像を考える有識者懇談会『参議院の将来像に関する意見書』2000年4月26日

#### (4) 内閣

Richard Crossman, *The Myths of Cabinet Government*, Harvard University Press, 1972, Ch.2.

首相公選制を考える懇談会『報告書』2001年8月7日

#### (5) 省庁制

牧原出『内閣政治と「大蔵省支配」』中央公論新社、2003年、第1章

行政改革会議『最終報告』1997年12月3日

#### (6) 調整とセクショナリズム

Eugen Bardach, *Getting Agencies Work Together*, The Brookings Institution, 1998, Ch.2.

行政改革会議『最終報告』1997年12月3日

CIO 連絡会議幹事会官房業務等改革WG『官房基幹業務に係る業務分析結果報告書』2003年3月31日

(7) 地方自治と政府間関係

西尾勝「分権型改革の到達点と課題」(松下圭一他編『岩波講座自治体の構想1 課題』岩波書店、2002年)

第27次地方制度調査会『今後の地方自治制度のあり方に関する答申』2003年11月13日

(8) 公務員制

Sylvia Horton, "Introduction: The Competency Movement: its Origins and Impact on the Public Sector", *International Journal of Public Sector Management*, Vol.13, No.4, 2000.

閣議決定『公務員制度改革大綱』2001年12月25日

(9) 特殊法人・公益法人・第3セクター

道路公団民営化推進委員会『意見書』2002年12月6日

(10) 財政

アーロン・ウィルダフスキー『予算編成の政治学』勁草書房、1972年、第1・2章

閣議決定『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004』2003年6月27日

(11) 外交

ハロルド・ニコルソン『外交』東京大学出版会、1968年、第1章

外務省改革に関する「変える会」『最終報告』2002年7月12日

(12) 規制

Martin Lodge, *On Different Tracks, Designing Railway Regulation in Britain and Germany*, Praeger, 2002, Ch.1 & Conclusion.

伊藤正次『日本型行政委員会制度の形成』東京大学出版会、2003年、序章・終章

規制改革・民間開放会議『中間とりまとめ：官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」』2004年8月3日

(13) 警察と倫理

Mark H. Moore, *Creating Public Value*, Harvard University Press, 1995, Ch.3.

警察刷新会議『警察刷新に関する緊急提言』2000年7月13日

(14) コミュニティ・国家・グローバリゼーション

追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会『報告書』2001年12月24日

男女共同参画審議会『男女共同参画ビジョン』1996年7月30日

(15) おわりに：科学として、技法として、専門職としての行政

L. E. Lynn, *Public Management as Art, Science and Profession*, Chatham House Publishers, 1996, Ch.6

<教科書・教材>

上記各回における必読文献については、各自がウェブサイトよりダウンロードできるものの他は、当方で用意する。また、あらかじめ詳細な文献リストを配布するが、概説書としては以下のものが有益である。

西尾勝『行政学 新版』有斐閣、2002年

西尾勝・村松岐夫編『講座行政学1～6』有斐閣、1994年

森田朗編『行政学の基礎』、岩波書店、1999年

<成績評価の方法>

演習での討論への参加、報告の内容、期末のレポートによる。

授業科目：国際社会の変容とグローバル・イシュー（4単位）

責任教員：戸澤 英典

配当学年：M1・2年

#### 〈目的〉

この授業の目的は、現代の国際社会で発生する様々な問題に関する情報を収集し、国際関係論の諸理論に基づく考察も応用しながら、その解決策を提示する能力を養うことにある。「グローバリゼーション」の進展する現代社会では、そうした国際的な問題群に対する感受性と問題解決能力は、いわゆる国際政治や国際行政の場に直接・間接に関与する者ばかりでなく、従来ピュアに国内政治・行政の持ち場と考えられてきたような政策領域に携わる者にとっても不可欠のものとなってきている。したがって、この授業では、国内政治・行政が国際社会に関わるケースについても重点的に扱いたいと思っている。

#### 〈授業内容・方法〉

履修生には、まず、講義を通じて、近代及び現代の国際政治の基本的特徴を理解すると共に、今日の国際社会が直面している諸問題の原因と解決方法に関する主要な理論を修得することが求められる。

授業は、主としてオムニバス形式の講義形式で行われるが、毎回、予めかなりの量の参考文献（主として英文）を読んでくることが要求される。そして、複数のケースについて短文のペーパーの提出が課せられる外、授業時間中に各履修者が提出したペーパーの要旨の口頭での報告や履修者間の討論が求められる。授業は研究者教員の協同を中心にしつつ、適宜学内外の実務家を講師に招いて進められる。さらに、複数の具体的ケースについて、解決策を提示するペーパーの作成が課せられる。

現在のところとりあげる予定のテーマは以下の通りである。

#### 第1部 国際関係論の基本理論

- (1) (ネオ・)リアリズム
- (2) (ネオ・)リベラリズム
- (3) コンストラクティヴズム

#### 第2部 グローバル・ガバナンス論

- (1) 国際機関・国際行政の生成と発展
- (2) EUを中心とした欧州ガバナンス
- (3) グローバル・ガバナンスの現在

#### 第3部 東アジアの政治・経済

(詳細未定)

#### 第4部 国際社会の変容と日本

- (1) 国際政治経済と内政
- (2) 開発援助（ODA、人間の安全保障 etc）
- (3) 自治体外交の可能性

〈教科書・教材〉

各回の教材はコピーを配布する。また、授業の開講時に参考文献一覧を配布するので、適宜参照願いたい。

全体の参考書として以下を挙げておく。

- ・ジョセフ・S・ナイ『国際紛争 理論と歴史』（原書第4版）田中明彦／村田晃一訳、有斐閣、2003年
- ・渡辺昭夫／土山實男編『グローバル・ガバナンス 政府なき秩序の模索』東京大学出版会、2001年
- ・デヴィッド・ヘルド『デモクラシーと世界秩序 地球市民の政治学』佐々木寛他訳、NTT出版、2002年
- ・田所昌幸／城山英明編『国際機関と日本 活動分析と評価』日本経済評論社、2004年
- ・福田耕治『国際行政学 国際公益と国際公共政策』有斐閣ブックス、2003年

〈成績評価の方法〉

参加者の報告、質疑・討論への参加、期末のレポートに基づいて評価する。

〈その他〉

授業科目：経済学理論（4単位）

担当教員：鴨池 治

配当学年：M1・2年

#### <目的>

この授業では、経済政策の基礎となるマクロ経済学、ミクロ経済学および金融論を講義し、その内容を実際の政策に応用できる能力を涵養することを目的とする。経済学は実践的であると同時に理論的体系的な思考を必要とする学問であるが、政策決定に欠かせない分野である。経済学を如何に使うか、に力点を置いて、授業を進める。

#### <授業内容>

授業では、下記テキスト及びプリントを用いて、マクロ経済学、ミクロ経済学、金融論の講義を行い、適宜、公務員試験等で出題された問題を紹介し、受講生に解いてもらうことで理解を確かめる。授業の進行は以下の通りである。

1. マクロ経済分析
  - 1.1 マクロ経済学の目的
  - 1.2 国民所得・・・GDP、国民所得の概念、国民所得の決定理論
  - 1.3 市場均衡… 財市場、金融資産市場、労働市場
  - 1.4 失業とインフレーション（デフレーション）…フィリップス曲線
  - 1.5 新古典派マクロ経済学
  - 1.6 経済政策… 財政政策、金融政策の効果
  - 1.7 経済成長モデル
  - 1.8 開放マクロ経済学… マンデル=フレミング・モデル
2. ミクロ経済分析
  - 2.1 ミクロ経済学の目的
  - 2.2 経済主体の行動・・・家計、企業、金融機関、政府
  - 2.3 市場均衡…競争市場均衡の効率性
  - 2.4 市場の失敗…公共財、外部性のある財、独占と寡占、情報の非対称性
  - 2.5 不確実性の経済分析
3. 金融
  - 3.1 金融取引の特徴・・・時間、リスク、情報
  - 3.2 金融仲介システム
  - 3.3 決済システム
  - 3.4 通貨の供給と需要
  - 3.5 金融市場
  - 3.6 デリバティブ
  - 3.7 証券化の進展
  - 3.8 伝統的金融政策
  - 3.9 プルーデンス政策
  - 3.10 バブル崩壊後の金融不安問題

#### <教科書・教材>

中谷 巖著『入門マクロ経済学』第4版、日本評論社  
武隈慎一著『ミクロ経済学』、新世社

晝間文彦著『基礎コース金融論』、新世社  
必要に応じてプリントを配布する。

<参考書>

Mankiw, N.G. (足立英之他訳)『マクロ経済学 I、II』東洋経済新報社

Stiglitz, J.E. (藪下史郎他訳)『ミクロ経済学』、東洋経済新報社

内閣府編『経済財政白書』

<成績評価の方法>

小テスト、期末のレポートによる。

授業科目：財政学（2単位）

責任教員：吉田 浩

配当学年：M1・2年

#### <目的>

この授業では、公共部門である政府の資金調達（財政学）、支出の効果（公共経済学）を講義する。ここでは、経済理論的なアプローチに加えて、実証分析の手法と成果にも意が払われる。議論においては若干の数式が展開されるが、このような形で財政学を修得することによって、政策の説明責任の上からも求められている、「根拠に基づく公共政策」を議論することが可能となる。

#### <授業内容・方法>

授業の進め方は、各回のテーマに関連して参照文献を指示した上で、講義形式で解説を加える。

学期の間に、学生は必要に応じて分析レポートを提出する。

授業では以下のカリキュラムに従って、財政学の重要なトピックを講義する。

##### 4月.政府の機能と公共財の理論

- (1)財政学とは何か、政府の機能,(2)公共財とは何か,(3)公共財の最適供給,
- (4)公共投資の経済効果

##### 5月.租税の経済的分析

- (1)公平・中立・簡素な課税,(2)消費課税と超過負担
- (3)労働課税と超過負担,(4)利子課税、最適課税論

##### 6月.公債の経済理論

- (1)公債の負担論,(2)等価定理と世代間負担
- (3)国債管理政策,(4)公債負担に関する実証分析

##### 7月.社会保障の経済理論

- (1)所得再分配政策, (2) 公的年金の問題点
- (3) 少子化対策の経済分析

#### <教科書・教材>

各分野における最新の研究成果を授業中に随時紹介してゆく予定。

#### A. 財政の現状に関する基本的資料としては、

1. 『図説 日本の財政』、東洋経済新報社、<平成16年度版は2004年8月に出る 予定>
2. 『財政関係資料集』、政府刊行物、参議院予算委員会調査室（編集）
3. 『日本財政要覧』、東大出版会、林 健久（編集）、今井 勝人（編集）、金沢 史男（編集）  
があげられる。

#### B. 教科書、参考書としては、

- 4. 『入門 公共経済学』土居 丈朗、日本評論社
5. 『財政学』 井堀利弘、新生社
6. 『演習 財政学』、同上
7. 『公共経済学』野口 悠紀雄、日本評論社
8. 『公共経済の理論』井堀 利宏、有斐閣

があげられる。○を中心に進めて行く予定。

C. 外国文献としては、

9. "Economics of the Public Sector", Joseph E. Stiglitz

10. "Public Finance in Theory and Practice", Richard A. Musgrave, Peggy B. Musgrave

11. "Handbook of Fiscal Policy" (Public Administration and Public Policy, Vol. 98), Jack Rabin, Glenn L. Stevens

12. "Handbook of public economics" edited by Alan J. Auerbach and Martin Feldstein, Vol. 1-4.

13. "Handbook of public finance" edited by Fred Thompson, Mark T. Green

があげられる。

<成績評価の方法>

授業への参加、報告の内容、期中のレポートを前提とし、学期末の筆記試験によって行う。

<その他>

他の経済学系科目も合わせて履修することが望ましい。

授業科目：政策体系論 政策実務A（4単位）

責任教員：生田長人

配当学年：M1・2年

### 1 本講義の目指すもの

政策体系論Aは、都市を対象とする法政策体系のあり方を明らかにすることに主眼をおいた講義である。

周知のように、我が国の都市は、ほぼ例外なく高度成長期に急激な集中を経験しており、劣悪な市街地、貧弱な都市基盤施設等その時代に形成された負の遺産を抱えている。

また、都市をめぐる各種の現行法制度は、都市の成長、拡大を前提とした基本的枠組みを有しており、現在のような安定的都市型社会が必要とする多様な要請に応えられる形となっていない。このため、都市活動をはじめとする各側面で生じている現実に対処しなければならない諸問題に、的確に対応できているとは言い難い。

本講義においては、都市を対象とする法体系を概観したうえで、都市に生じている諸現象に対して現行法制度がどのような機能を果たし、どのような限界に直面しているか、これからの我が国の都市にとって、どのような法政策体系が最もふさわしいかについて、明らかにしようとする意図を持つものである。

### 2 講義の内容とスケジュール

都市活動の殆どは、都市の土地の上において行われるため、都市における深刻な問題の多くが土地の利用、空間の利用における様々な利害の対立と調整という形で現れる。住宅問題、居住環境問題、交通問題、中心市街地の活性化問題、等々である。

このため、前期においては、主として、都市の土地・空間に関する基本的な現行法体系とそれを支えている考え方について述べるとともに、現行都市法体系が直面している理論的課題について概観する。

後期においては、主として、現実の都市で問題となっている行政課題を取りあげ、具体的に、現行法制度の果たしている機能、その限界、今後の対応の基本的方向等を内容とする講義を行うことを予定している。

### 3 その他

講義は、原則として、毎回配布する講義資料に沿って行う。

成績の評価は、筆記試験により行う。

授業科目：政策体系論 政策実務B（2単位）

責任教員：三好信俊

配当学年：M1・2年

#### <目的>

今日の環境問題の原因は、日常の生活や通常の事業活動から生じる環境負荷が地球の環境容量を超えようとしているところにあるため、その対応は、対症療法的に原因となる（経済）活動をコントロールすることでは足りず、経済社会の在り方そのものを環境配慮が組み込まれた持続可能なものへと変革していくことが求められている。この授業では、本年2月に先進国の温室効果ガスの排出を規制する京都議定書の発効という節目を迎えた地球温暖化問題を題材に、法政策という観点から、わが国においてこの問題がどのように認識され、それに対応して政策がどのように発展してきたか（あるいは発展してこなかったか）という点について、政策当局、経済界、NGOなどの役割を踏まえつつ、考察する。また、このような議論が、わが国の行政が抱える総合性・柔軟性の欠如についても視野に入れたものになることを期待する。

#### <授業内容・方法>

地球温暖化問題について基礎的な事項について講義を行った上で、受講者が環境税（経済的手法）等の新たな政策の導入を巡る政策当局の見解やこれに対する利害関係者の意見等についての資料を読み解き・討議することにより、政策形成過程における利害関係者間の調整等の現実の政策課題の一端に触れる。特に、受講者相互の討議・考察を通じて、課題の把握、分析や対応策の形成等についての知見を得ることを目指す。

なお、具体的な進め方等については、受講者の関心事項をも踏まえ柔軟に対応する予定である。

#### <教科書・教材>

必要な文献はコピー配布する。

参考文献として、大塚直 「地球温暖化をめぐる法政策」 昭和堂。

その他の主要な教科書、参考書類は適宜紹介する。

#### <成績評価の方法>

成績評価は、授業での報告・議論と期末のレポート提出による。

#### <その他>

本講義は、法学部・大学院法学研究科と合同である。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトA（12単位）

責任教員：松原明紀、ほか1名

配当学年：M1年

広域市町村における新たな食料・農業・農村基本政策の推進方策調査

－「食」と「農」が共生するまちづくりの提案－

#### ○ このワークショップの目的

従来より、農業・農村の振興については、「都市」と「農村」の二元論の下で「農業・農村」を対象を限定した施策として自己完結的に取り組まれてきた。しかし近年、「地産地消」、「食の安全・安心」、「都市農村交流」、「バイオマスの活用」、「多面的機能を果たす農村景観の保全」等「農業・農村」の視点のみでは対応し難いテーマが登場してきており、各地方自治体における新たな政策課題となっている。特に、このようなテーマについては、都市部市町村と農村部市町村が合併したような広域市町村が一般的となる中で、当該市町村における都市部住民と農業者の双方にとって意義があるものとして、「農業・農村」から「食料・農業・農村」へと視野を広げながら対応していくことが要請される。

一方、地方分権が進展する中で裁量権が拡大していく地方自治体においては、これまで以上に独自に政策を構想する力（政策力）が要請される。

以上のような要請を先取りしたのものとして、近年、都道府県のみならず、市町村においても「食料・農業・農村」に着目した基本条例制定や基本計画策定の動きが見られ、また、構造改革特区制度を活用した農村地域の活性化を進める動きも見られる。これらの動きは、独自の法政策の構築であったり、国の一律規制に風穴を開けようとする点において、当該自治体の「政策力」を発揮する取組と評価できる。

本ワークショップでは、以上のような要請を踏まえ、広域市町村である仙台市の事例も参考にしつつ、都市部・農村部双方を含む広域市町村を念頭に置いて、新たな食料・農業・農村の基本政策のあり方及びその推進方策をモデル的に立案することを目的とする。

#### ○ 実施内容と手順

本ワークショップは以下の内容・手順で実施されるが、その具体的な進め方については、対象とする具体的テーマの設定も含め、ワークショップ参加者が主体的に検討・決定することが求められる。

- ① 農業・農村の現状と課題、現行の食料・農業・農村政策、地方自治行政の法的仕組み（条例、行政計画等）等についての基本的理解を習得した上で、
- ② 先駆的取組を行っている市町村に対するアンケート調査及び先行事例（仙台市を含む）の現地調査を実施して、分析・検証を行い、
- ③ 具体的テーマを念頭に置きつつ、新たな視点に立った食料・農業・農村の基本政策のあり方及びその推進手法を、提案の形で取りまとめる。

（注）以上のプロセスにおいて、関係機関（東北農政局、仙台市）と適宜意見交換を行う。

#### ○ 教科書・参考書

ワークショップを進める過程において、必要なものを適宜紹介する。

#### ○ 成績評価の方法

各学生のワークショップにおける活動状況及びワークショップの最終報告書（そのプレゼンテーションを含む。）の内容を総合的に評価して行う。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトB（12単位）

責任教員：坪野吉孝、ほか1名

配当学年：M1年

## 保健福祉分野における行政計画と政策評価

### <目的>

世界に類をみない速度で高齢化が進行するわが国では、自立した日常生活が困難で介護を必要とする高齢者が急増し、要介護状態の原因となる各種の生活習慣病（脳卒中・痴呆症・骨折等）も増加している。そのため国では、平成12年度に介護保険制度に創設して高齢者介護を推進するための基盤を整備するとともに、平成11年度より「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定して生活習慣病の予防対策を推進している。これを受けて宮城県でも、平成12年度に「宮城県高齢者保健福祉計画」、平成14年度に「みやぎ21健康プラン」という二つの行政計画を策定し、各種の施策に対する具体的な数値目標を設定しながら、介護と生活習慣病に関する対策を進めている。

本ワークショップでは、宮城県保健福祉部の協力を得て、同部が平成17年度に行う「宮城県高齢者保健福祉計画」と「みやぎ21健康プラン」の中間見直しのプロセスに参加しながら、保健福祉分野を題材に、行政計画と政策評価の実際を学習する。これらの学習を通して、現状分析と政策提案の能力を習得することを目的とする。

### <授業内容・方法>

おおむね以下の手順を進める。

#### 1 現状の理解

高齢者介護と生活習慣病に対する法政策的対応の現状と課題、および行政計画と政策評価の手法について、教員と宮城県職員の講義や参加者自身の学習を通して理解する。要介護高齢者に対する福祉サービスの現状については、特別養護老人ホームや痴呆性高齢者グループホームなどの施設見学を行い、具体的な理解を深める。

#### 2 行政過程への参加

平成17年度に宮城県保健福祉部が行う、「宮城県高齢者保健福祉計画」と「みやぎ21健康プラン」の中間見直しに関する検討会に、オブザーバーとして継続的に参加する。中間見直しを行う際の基礎資料を得る目的で同部が行う、県内市町村における介護サービスの供給態勢および県民の生活習慣に関する実態調査に協力し、調査の企画・実施からデータ解析にいたるプロセスを体験する。

#### 3 フィールド調査

必要に応じて、参加者自身の企画によるフィールド調査を行う。具体例として、県内の市町村に協力を依頼し、高齢者介護に関する市町村と県の役割分担を検討することや、介護サービスを提供する民間企業を訪問し、介護施策に関する官民の役割分担を検討することなどが考えられる。

#### 4 現状の検証と政策提言

一連の過程を経て得られた知見に基づき、現行の施策を検証した上で、さらに改善のための提言につなげる。現行の施策を検証する際には、法政策的見地に科学的視点も加えて評価を行う。

### <教科書・教材>

ワークショップを進めながら適宜文献を紹介する。

### <成績評価の方法>

各学生のワークショップにおける活動状況及び各ワークショップの最終報告書（そのプレゼンテーションを含む）の内容を総合的に評価して行う。

<その他>

ワークショップの具体的な進め方については、参加者との協議を踏まえて確定する。積極的な参加を通して、現場の宮城県職員の方々から学び、実際の行政過程を体験しながら、実践的な知識や技能を修得することが期待される。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトC（12単位）

責任教員：西村篤子、ほか1名

配当学年：M1年

## 人間の安全保障に関するワークショップ

（目的）冷戦後の国際社会においては、急速なグローバル化の進展の中で、民族・宗教等を要因とする紛争の頻発、自らの国家領域を適切に統治できない破綻国家の存在等を背景に、従来のように、国家がその国民と国境を守るという考え方では対応が困難な多くの問題が噴出してきており、これらの問題に対して人間の視点から多様な脅威の相互関係をとらえ、包括的に対処する「人間の安全保障」という新たな理念の重要性が指摘されるようになってきている。このワークショップにおいては、21世紀の国際社会が直面する諸課題への対応における本理念の有効性の評価、実施・適用状況の評価、我が国の外交ツールとしての意義の評価等を踏まえ、その今後の展開についての新たな政策的提言をまとめることを目的とする。また、右理念をめぐる主要国間、国際機関の議論と実行を分析・評価することにより、国際関係の主要構造及びその動的な展開についての理解を深めることも目的とする。

（授業内容・方法）

1. 「人間の安全保障」については、学問的研究、実践への取り組み等が、さまざまなレベル、アクターにより行われており、そのカバーする内容は多岐にわたり、今後どのような分野に焦点をあてていくべきか自体が、このワークショップにおける主要な検討事項となりうるので、具体的なワークショップの実施方法、内容については、開始後に変更・調整がありうるが、概ね以下のような内容・方法を考えている。

第一部 （1）「人間の安全保障」の理念の出現とその精緻化、（2）その適用・実施の経緯・現状の概観について分析・検討する。（基本的にグループ全員で行うことを想定）

第二部 主要な分野（例えば紛争、開発等）を抽出し、本理念の有効性と、現場における適用の実態について分析・検討する。（基本的にいくつかのグループに分かれて行うことを想定。）

第三部 以上の結果を踏まえ、「人間の安全保障」の理念の国際的普及と具体的実現の現状における問題点や今後の推進の方途について政策的提言をとりまとめる。

2. 上記の流れにおいては、常に、日本がこの新たな理念と如何に係わっていくか、という視点を念頭におくこととする。日本は、国際社会の平和と安全の実現に積極的に貢献する立場から、この「人間の安全保障」という新たな理念を外交政策推進上の重要な視点として積極的に推進してきている。それは、日本が今後広く自らの国益を実現していくために国際社会の今後のあるべき姿を提示・実現していくためのグローバルなルールづくりに、日本独自の強みを生かしながら、積極的に参加していく上での、一つの大きな手段となっており、緒方前国連高等難民弁務官を共同議長とする「人間の安全保障委員会」を設立するとともに、国連に「人間の安全保障基金」を設立し、多くの国連関係国際機関を巻き込みながら、理念の精緻化と、現場での実践を進めてきている。本ワークショップの最後の政策提言においても、このような日本の国際貢献の国際場裡での実現プロセスの評価と展望という視点を含めることとする。

3. 「人間の安全保障」の今日的意義を検討する場合、常に国際社会の事象に注意を払っていくことが重要である。その対象は、毎日の国際社会の出来事とも深くつながっており、また総論のレベルでは、21世紀の国際社会の諸課題にどうとりくむべきかという国際的議論が、9月のミレニアムサミットレビュー首脳級会合に向けて深まりつつあるが、本ワークショップの作業においては、このような国際社会の動向・議論を適切に反映させていくこととする。

(教科書・参考書)

ワークショップを進めながら適宜文献を紹介していく。

(成績評価の方法)

ワークショップへの取り組みの姿勢をふくむ各人の活動状況、グループへの貢献度及び、成果物の内容・プレゼンテーションを総合的に評価する。

(その他)

本ワークショップでは、国際的なテーマを扱うワークショップであるため、実地調査等の面で必ずしも容易でないとの制約はあるが、講師の招聘等による関係者への接触、インターネット等を利用して、できる限りその制約を乗り越えたいと考えている。「人間の安全保障」という切り口を通じて、21世紀の国際社会の直面する問題、主要国と国際機関の行動、日本の国際的貢献等について動的に把握し、国際的な提言能力の基盤を培って頂くことを期待している。

授業科目：公共政策ワークショップⅠ プロジェクトD（12単位）

責任教員：田口左信、ほか1名

配当学年：M1年

－ 白石市・産業立地グランドデザイン（仮称）のための事前調査 －

<趣旨・目的>

人口4万人弱の宮城県南部の地方都市である白石市は、'60年代末以降大規模工場の誘致を中心に地域経済の発展を図り、'94年には白石城の復元等により観光にも注力してきた。しかしながら、'80年代後半から人口の減少が始まり、現在も歯止めがかからない状況にある。

本ワークショップでは、まず、こうした状況を十分に把握し、かつ、その原因を分析することを行う。

その上で、定住人口の維持を第一の政策目標とした場合に、どのような方策をとりうるかを考えるとともに、我が国全体の少子高齢化等から定住人口の維持が難しいと判断される場合における地域社会の活性化のための方策を検討していく。

なお、このワークショップでは、現状の把握分析能力、政策立案能力だけでなく、作業の段取り、文書作成等の能力の涵養も重視して実施する。

<授業内容・方法>

おおむね以下の項目・スケジュールにて進めるが、下記の事項は極めて多岐にわたるので、WS活動全般の状況、参加学生の状況等を勘案しつつ取捨選択を行う。

なお、方法論としては、統計資料の収集・解析のみならず、現地調査、関係者へのヒアリング等実態把握を重視した活動を行う。

<4～6月>

(1) 人口減少の原因の考察

- a) 人口動態の統計からの把握（どういう年代がどう出入りしているのか）
- b) 進出工場の従業員、操業・経営状況の把握
  - ・ 従業員の年代構成、職種、居住地、賃金レベル等の数量的把握
  - ・ 進出工場幹部へのヒアリング（従業員採用の基準、操業・経営状況、操業地・居住地としての白石市 etc.）
- c) 若年層についての把握
  - ・ 高校卒業者の就職先・居住地の数量的把握  
（・ 高校の進路指導教員、若年層へのヒアリング（就職先の問題、流出の原因 etc.）
- d) 中高年層についての把握
  - ・ Uターンの状況、就業先
- e) 集客産業（イベント・宿泊業ほか）の把握・分析
  - ・ イベント・旅館等の集客状況（観光客の送り出し元の地域、時期、性別・年代層、形態（団体・個人）、滞在時間）
  - ・ 集客産業の雇用状況（年代構成、職種、居住地、賃金レベル(P)）
- f) 居住地としての白石市の分析
  - ・ 住環境の状況
  - ・ 教育環境 等
- g) 人口減少の原因の考察

< 7～8月 >

(2) 過去の施策についての整理・分析・評価

a) 工場誘致政策

b) 白石城復興・イベント開催                      ほか

[以降は、上の結果次第]

< 9～11月 >

(3) 定住人口維持のための方策等についての検討

a) 誘致工場の従業者の市内居住促進策

b) 集客拡大    ほか

c) 上記方策の効果についての予測

(4) その他の地域活性化のための方策についての検討

< 12～1月 >

(5) とりまとめ

(教科書・参考書等)

授業において適宜紹介するほか、参加者が共通して理解していただきたい知識については必要に応じて補講を行うことも検討している。

(成績評価の方法)

ワークショップ全般（＝割当の時限だけに限らない）における各人の活動状況、及びワークショップの成果物の内容・プレゼンテーションを総合的に評価して行う。

(その他)

このワークショップでは、上記のとおり各人が異なる役割を果たすことが求められる。また、その役割に対して責任を持った対応をとれない者については単位認定されないことを、予め御了解いただきたい。

授業科目：公共政策ワークショップⅡ（12単位）

配当学年：M2年

#### <目的>

公共政策ワークショップⅡは、1年次において公共政策ワークショップⅠ、リサーチメソッド等により習得した調査、課題発見、政策立案等の政策実務に必須とされる能力の一層の向上を図ることを目的とする。このため、学生自らが、あらかじめ設定されている政策領域を踏まえつつ、担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら独自の政策課題を選択し、所要の調査等を行い、その解決策等を内容とするリサーチペーパーを作成する。

#### <授業内容・方法>

公共政策ワークショップⅡにおいて、学生は、課題を設定した後、それぞれが担当の実務家教員・研究者教員と相談しながら、一年次の「公共政策ワークショップⅠ」で習得した調査の基本的な技法を活用して、調査計画を作成し、具体的な調査の実施等を進め、最終的にはリサーチペーパーを作成し（1月中旬目処）、最終報告会において報告を行う（2月初旬目途）。

なお、「公共政策ワークショップⅠ」との最大の相違点は、個人単位で調査を行う点であり、具体的なスケジュールは学生ごとに異なることとなる。また、「プロジェクト機関」についても、「ワークショップⅠ」とは異なり、当初からは特定されるものではなく、政策課題に応じて学生自らが必要に応じて設定することとなる。

学生は、担当教員による個人指導に加えて、適宜研究会形式で開催される機会を活用して、他の教員や学生と討論を行いながら、自ら進捗状況の点検、調査の見直し、調査の取りまとめ等を行う。

#### <教科書・教材>

独自に設定される政策課題に応じて、指導教員から適宜指定される。

#### <成績評価の方法>

最終成果物であるリサーチペーパーの内容や報告会における報告の状況を下に成績を評定する。

#### <その他>

授業科目：租税法原論（2単位）

責任教員：渋谷雅弘

配当学年：M1・2年

(1) 授業題目：税制の基礎理論

(2) 授業の目的と概要：この授業は、租税法についての基礎的知識を有する学生を対象として、個別租税制度の沿革・立法過程の調査、アメリカ法・ドイツ法との比較分析等を行い、より高度な理論を身につけることを目的とする。

授業は、演習形式により行い、各回のテーマに関して対話・討論を行うことにより進める。参加者の興味関心や進度に応じて適切な文献・資料を用いる。必要に応じて外国語文献も用いる。

(3) 学習の到達目標：

1. 日本の税制の現状について、正確な知識を得る。
2. 租税制度の沿革や立法過程の調査、外国法との比較等を行う能力を得る。
3. 税制について理論的・批判的に分析を行う能力を得る。

(4) 授業の内容・方法と進度予定：

授業は以下の予定で行う。但し、参加者の専門分野及び興味関心により一部を変更することがある。

1. イントロダクション（1回）
2. 基本的考え方（2回）

租税の意義と役割、税制と基本原則、近年の税制改革の流れと現状、税制の検討の視点、わが国税制のあり方

3. 個人所得課税（4回）

個人所得課税の意義、個人所得課税の現状、個人所得課税の課題、課税ベースとしての所得、税率構造、所得控除、各種の所得、課税単位と課税方式等、年金税制、土地譲渡益課税、金融税制、租税特別措置等、納税を支える制度、個人住民税関係

4. 法人課税（2回）

法人税、法人事業税

5. 消費課税（2回）

消費課税の意義、消費課税の現状、消費課税の課題、消費税、地方消費税

6. 資産課税等（3回）

資産課税等の意義、相続税、固定資産税

7. その他の諸課題（1回）

(5) 成績評価方法：レポート試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

(6) 教科書・参考書：

テキストとして、税制調査会『わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—』（2000）、及びその他の税制調査会答申を用いる。

参考書としては、金子宏『租税法』（弘文堂）、『図説日本の税制』（財経詳報社）を勧める。

授業科目：国際知的財産法（2単位）

責任教員：藤田年彦

配当学年：M1・2年

#### <目的>

ボーダレス化する現代社会においては、知的財産の国際化が顕著であり、どこの国でも同じように権利を取得できて、確実に権利行使ができるようなグローバルな知的財産保護が求められている。この授業は、条約等を通じて、国際的な知的財産法制の枠組みがどのように設定され、どのように機能しているかを修得することを目的とする。

#### <授業内容・方法>

授業は、質疑や討論等により教官と学生がインタラクティブに参加する形式で行う。学生は、指定された文献、裁判例等をあらかじめ熟読し、関連する基礎的な知識の確認、問題状況の理解をした上で授業に参加することが要求される。

主要なテーマは以下のとおり。

##### パリ条約

- ・パリ条約制定の趣旨と適用範囲、パリ条約の三大原則
- ・パリ条約における特許、意匠、商標、サービス・マーク等の保護

##### 特許協力条約

- ・特許協力条約の制定趣旨
- ・国際出願制度、国際調査制度、国際公開制度、国際予備審査制度

##### TRIPS協定

- ・TRIPS協定の概要、一般的規定及び基本原則
- ・TRIPS協定における商標、意匠、特許の保護

##### 渉外関係事例

- ・外国人の権利の享有と未承認国
- ・特許権侵害訴訟と準拠法
- ・特許権侵害訴訟の国際裁判管轄
- ・並行輸入と特許権

#### <教科書・教材>

参考書として、以下の文献を挙げる。

- ・橋本良郎『特許関係条約 [第三版]』（発明協会）
- ・後藤晴男『パリ条約講和 [第12版]』（発明協会）
- ・高倉成男『知的財産法制と国際政策』（有斐閣）
- ・中山信弘・相澤英孝・大淵哲也編『特許判例百選 [第3版]』（有斐閣）

#### <成績評価の方法>

各回の対話・討論の内容、筆記試験を総合して評価する。

#### <その他>

質問等連絡先 [fujita-toshihiko@law.tohoku.ac.jp](mailto:fujita-toshihiko@law.tohoku.ac.jp)

授業科目：実務労働法Ⅰ（2単位）

責任教員：水町勇一郎

配当学年：M1・2年

#### <目的>

労働法総論と雇用関係法の前半部分を授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解し、雇用関係法に関わる具体的な問題について思考・議論する能力を養うことにある。

#### <授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

##### ・労働法総論

- 1 労働法とは何か？－労働法の歴史と意義、基本体系、雇用システムとの関係など
- 2 労働法上の「労働者」
- 3 労働法上の「使用者」
- 4 労働法規・労働契約
- 5 労働協約
- 6 就業規則

##### ・雇用関係法

- 7 労働憲章－労基法上の人権擁護規定、人格権・プライバシー保護・セクハラなど
- 8 差別禁止－労基法3条・4条、雇用機会均等法、均等・均衡処遇、年齢差別など
- 9 労働関係の成立－募集、採用、内定、試用、労働条件明示
- 10 賃金
- 11 労働時間
- 12 休暇・休業
- 13 安全衛生・労働災害
- 14 人事－昇進・降格、配転、出向・転籍、退職など

各回の授業は、労働法上の重要判例を素材に、教師と学生または学生と学生が対話を行うという形式で進められる。この対話を通じて、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力やプレゼンテーション能力を養うことを目指す。

#### <教科書・教材>

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法』（有斐閣）を用いる。また、参考となる教科書として、菅野和夫『労働法』（弘文堂）を薦める。

#### <成績評価の方法>

授業のなかでの各人の議論の内容と期末の試験の成績をもとに評価する。

#### <その他>

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。また、e-mailで随時質問・相談に応じる（Mizumac7@aol.com）。

授業科目：実務労働法Ⅱ（2単位）

責任教員：水町勇一郎

配当学年：M1・2年

#### <目的>

雇用関係法（後半部分）、労使関係法、労働法の新領域、労働法の総合的考察について授業する。この授業の目的は、労働法の枠組みを理解するとともに、労働法をめぐる新たな課題や複合的問題について考察を深めることにある。

#### <授業内容・方法>

各回の授業内容は、次の通りである。

- ・雇用関係法
  - 1 企業秩序・懲戒
  - 2 労働関係の終了1－解雇
  - 3 労働関係の終了2－辞職、合意解約、定年、雇止めなど
- ・労使関係法
  - 4 労働組合と団体交渉
  - 5 団体行動
  - 6 不当労働行為
- ・労働法の新領域
  - 7 合併・営業譲渡・会社分割と労働関係
  - 8 国際労働関係法－ILO、労働契約の準拠法、域外適用
  - 9 知的財産と労働関係－職務発明、企業秘密、競業避止など
  - 10 労働市場と法規制－人材ビジネス業の規制、雇用政策、引き抜きなど
  - 11 労働紛争の処理
- ・総合的考察
  - 12 労働条件の変更
  - 13 企業組織再編と労働関係
  - 14 人事権と人格権

各回の授業は、基本的に、労働法上の重要判例を素材に教師と学生または学生と学生が対話を行うという形で進められる。また、総合的考察のところでは、複合的な事例をもとに議論を行い、具体的な問題解決能力や答案作成能力を養う。このような方法を通して、労働法の理論的枠組みを正確に理解するとともに、論理的思考能力やプレゼンテーション能力、さらには問題解決能力を養うことを目指す。

#### <教科書・教材>

教材として、荒木・島田・土田・中窪・水町・村中・森戸『ケースブック労働法』（有斐閣）を用いる。また、参考となる教科書として、菅野和夫『労働法』（弘文堂）を薦める。

#### <成績評価の方法>

授業のなかでの各人の議論の内容と期末の試験の成績をもとに評価する。

<その他>

各授業の終了後、個別の質問を受ける時間を設ける。また、e-mail で随時質問・相談に応じる (Mizumac7@aol.com) 。

授業科目：社会保障法（2単位）

責任教員：岩村正彦

配当学年：M1・2年

#### 〈目的〉

この授業は、第1に、社会的関心も高く今後ますます重要となる社会保障を法的な視点から捉え、主に裁判例の検討を通して社会保障に関する法的問題を理解させること、第2に、様々な法分野と交錯する社会保障法を取り扱うことを通して、幅広い法的思考能力を習得させることを目的とする。

#### 〈授業内容・方法〉

教材(有斐閣より刊行予定)を用いて、学生との質疑応答と議論、そして講義という方法で授業を進める。学生は、教材の中から指定する裁判例等と設問について予習をし、回答などを用意した上で授業に臨むことが求められる。

取り上げることが予定しているテーマは以下の通りである。

1. 総論
  - ・社会保障制度の沿革
  - ・社会保障制度の意義
  - ・社会保障法の概要
2. 医療保険法(1)
  - ・医療保険制度の概要
  - ・健康保険法の適用
    - ・パートタイマーの扱い
3. 医療保険法(2)
  - ・国民健康保険法等の適用
    - ・外国人への適用
4. 医療保険法(3)
  - ・医療保険の給付
    - ・保険医療機関等の指定をめぐる法律問題
    - ・診療報酬をめぐる法律関係
5. 年金保険法(1)
  - ・年金保険制度の概要
  - ・国民年金法の適用(基礎年金)
    - ・第3号被保険者
6. 年金保険法(2)
  - ・厚生年金保険法の適用
    - ・厚生年金保険の適用漏れと事業主の損害賠償責任

7. 年金保険法(3)
  - ・年金保険の給付
    - ・離婚時の財産分与と年金受給権
8. 年金保険法(4)
  - ・年金の逸失利益性
9. 社会福祉サービス法(1)
  - ・社会福祉サービス法の概要
  - ・介護保険の適用
10. 社会福祉サービス法(2)
  - ・介護保険の保険料
11. 社会福祉サービス法(3)
  - ・社会福祉サービス利用契約
    - ・社会福祉サービス利用契約をめぐる法的問題の特質
    - ・成年後見、消費者保護との交錯
12. 社会福祉サービス法(4)
  - ・社会福祉サービス提供中の事故をめぐる法的問題
  - ・サービス提供事業者の民事責任、刑事責任

〈教科書・教材〉

有斐閣より刊行予定の法科大学院向け教材を使用する。

〈成績評価の方法〉

各回の議論・問答の内容および最終回(第13回を予定)に行う筆記試験による。

〈参考文献〉

岩村正彦『社会保障法Ⅰ』(2001年、弘文堂)

西村健一郎『社会保障法』(2004年、有斐閣)

堀勝洋『社会保障法総論〔第2版〕』(2004年、東京大学出版会)

山口浩一郎・小島晴洋『高齢者法』(2002年、有斐閣)

授業科目：経済法理論（2単位）

責任教員：鈴木孝之

配当学年：M1・2年

#### <目的>

経済機構の中心にある競争政策に関して、我が国の自由市場経済の根幹をなす競争秩序の維持を目的とする独占禁止法を中心に、その基本的知識と思考方法の習得を目的とする。経済学の知見を踏まえつつ、審決・判決の検討・分析を通じて、現実の経済社会における企業の事業活動に関わる諸問題をルール型社会において法的に解決できる理論構築及び専門用語による討論能力を養成することを目指す。

#### <授業内容・方法>

独占禁止法が我が国において生成発展してきた歴史とその法体系・基本概念に続き、実体規定毎に法解釈の基本理論を学ぶとともに、関連審決・判例を分析し、その意義や問題点を指摘する。予習を前提とした質疑応答を行いながら、担当教員の公正取引委員会における実務経験も含め、事案の経済的社会的背景や影響にも言及して理解を深めることとしたい。

なお、受講生は、毎回、予め割り振られる設問に対する説明文を準備する。

1 経済法の意義

2 実体規定の体系

3～5 基本概念：競争、事業者、消費者、関連市場、取引分野、事業分野、競争関係、市場支配力、競争の実質的制限、公正競争阻害性

6～7 私的独占の規制

8～10 不当な取引制限（カルテル、入札談合）の規制

11～12 事業者団体の規制

13～14 企業結合（合併、株式保有、役員兼任、営業譲受け等）の規制

15 ミクロ経済学・産業組織論の応用

#### <教科書・教材>

教科書：金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄著「独占禁止法」（弘文堂） 要購入

教材：公正取引委員会事務総局編『独占禁止法関係法令集』（公正取引協会）

公正取引委員会 HP(<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース(<http://snk.jftc.go.jp>)

参考書：厚谷襄児・稗貫俊文編『独禁法審決・判例百選・第6版』（有斐閣） 要購入

根岸哲・舟田正之著「独占禁止法概説・第2版」（有斐閣）

伊従寛・矢部丈太郎編「独占禁止法の理論と実務」（青林書院）

白石忠志著「独占禁止法・第2版」（有斐閣）

川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子著「ベーシック経済法」（有斐閣）

岸井大太郎ほか著「経済法 独占禁止法と競争政策」（有斐閣）

#### <成績評価の方法>

期末に行う筆記試験による。

#### <その他>

法科大学院との合同授業である。

後期の経済法実務の受講を希望する者は、この講義を必ず受講しておくこと。

授業科目：経済法実務（2単位）

責任教員：鈴木孝之

配当学年：M1・2年

#### <目的>

経済法理論の既修者を対象として、独占禁止法違反行為に対する行政処分・刑事処分・民事的措置をめぐる手続、争訟、規制改革などの実務的かつ発展した知識及び思考方法の習得を目的とする。企業・消費者に身近な不公正な取引方法から始めて、知的財産権との関係などの先端的問題を経て、政策の企画及び実行の担当者として活動する場合の専門分野にできる基盤が形成されたといえるレベルを目指す。

#### <授業内容・方法>

独占禁止法による私人・企業の間の問題解決機能を中心として、基本六法にフィードバックして、独占禁止法と他の法令の相互関係を認識し、企業の事業活動における違反行為の予防法務と事業活動の妨害行為に対する防禦方法などの実務的論点について、その考察を審決・判例等に基づく具体的な事例研究（受講生による報告を含む。）によって進める。

また、受講生は、毎回、予め割り振られる設問に対する説明文を準備する。

- 1～4 不公正な取引方法：概念、不当な取引拒絶、差別的取扱い、不当廉売、不当顧客誘引、取引強制、排他条件付取引、拘束条件付取引、再販売価格維持行為、優越的地位の濫用、取引妨害
- 5 知的財産権と独占禁止法
- 6 適用除外と規制改革
- 7～8 国際協力と域外適用、外国競争法と国際独占禁止法
- 9～10 執行機関と権限、排除措置・課徴金、審査手続と審判手続
- 12～13 刑事罰と刑事訴訟、差止請求訴訟、損害賠償請求訴訟
- 14 企業のコンプライアンス・プログラム
- 15 経済法の現代的課題

#### <教科書・教材>

教科書：金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄著「独占禁止法」（弘文堂） 要購入

教材：公正取引委員会事務局編『独占禁止法関係法令集』（公正取引協会）

公正取引委員会 HP(<http://www.jftc.go.jp/>)、審決データベース(<http://snk.jftc.go.jp/>)

参考書：厚谷襄児・稗貫俊文編『独禁法審決・判例百選・第6版』（有斐閣） 要購入

根岸哲・舟田正之著「独占禁止法概説・第2版」（有斐閣）

丹宗暁信・岸井大太郎編『独占禁止手続法』（有斐閣）

伊従寛・矢部丈太郎編「独占禁止法の理論と実務」（青林書院）

日本経済法学会編「経済法講座1：経済法の理論と展開

経済法講座2：独禁法の理論と展開（1）

経済法講座3：独禁法の理論と展開（2）」（三省堂）

#### <成績評価の方法>

期末に行う筆記試験による。

#### <その他>

法科大学院との合同授業である。

受講希望者は、前期の経済法理論を必ず受講しておくこと。

授業科目：環境法Ⅰ（2単位）

責任教員：三好信俊

配当学年：M1・2年

### <目的>

この講義では、環境問題の基本的な事象を踏まえた上で、これに対する法政策的なアプローチの生成と発展について専門的な知見、就中、公害問題の発生以来の初期の公害訴訟・被害者救済問題から展開して、予防的、計画的に環境保全が組み込まれた経済社会の構築を目指す現在の環境法政策に関し、現行の関連諸法／制度に関する知識を習得する。さらに、環境問題は地球規模の課題となっており、国際状況についての基本的な理解も不可欠であることから、地球温暖化に係る国際約束である京都議定書など地球規模で顕在化しつつある環境問題に関する国際的な視野からの法的なアプローチについても学習する。これらを通じて環境法の課題と今後の展開に対処できる基礎的な能力を培うことを目指す。

### <授業内容・方法>

#### 1. 内容

講義は大きく三部構成をとり、まず序論においては、環境法の生成と展開の歴史を踏まえた環境法の全体像についての理解を得る。

本論部分は、二部構成をとり、環境基本法体系に属する法律を対象として、基本的な知識及び理解を得る。第一部は、環境法についての基本構造に関する講義である。環境法の生成発展を導く理念をはじめとして、環境基本法の理解を通じて環境法分野の基本的な構造を理解する。また、環境法で多用されてきた規制的手法（公害規制）についての基本構造について習得するとともに、近時その採用が進められてきている計画的・予防的な観点からの諸手法（計画的手法、手続的手法、情報的手法）の動向について習得する。第二部は、内外の主要な環境問題についての理解とそれに対応するいわば個別法についての基礎的な理解を内容とする。各分野の近年の環境法諸立法の内容に即して、必要な知識を得るとともに、環境問題全体の中における位置づけについても、理解を深める。

環境問題は、極めて深刻であるとともに絶えず激しく生成展開している領域であるために、講義時点での最新の知識を得るだけでなく、今後の展開についても予測でき、その方向性について判断ができる能力を培う。

#### 2. 方法

基本的には講義方式によって行われるが、各回で取り上げる環境問題とそれへの法的アプローチの背景にある論点を念頭に置きながら、可能な限り受講者と対話しつつともに考える方法により進めることとする。環境法は膨大な分野を対象とするものであり、その基本的な構造を十分理解した上で、討議を通じて環境法のより実践的な理解が得られることを目指す。

具体的な進行は以下を予定しているが、講義時点での環境法の最新の動向が習得できるよう柔軟に見直し、講義開始時点で改めて示すこととなる。

#### 1. 序論

(1) 環境法の全体像 (2) 環境法の生成と展開の歴史 (3) 公害訴訟と被害者の救済 (4) 環境政策手法の多様化

#### 2. 本論—1

(1) 環境法の基本構造（環境基本法・環境基本計画） (2) 環境法の理念・原則（汚染者負担の原則 予防的アプローチ 環境リスクの管理など）

#### 3. 本論—2

内外の環境法分野の諸課題の法政策についての個別的理解

(環境影響評価法、大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の公害規制法、土壌汚染対策法、循環型社会形成推進基本法・廃棄物処理法、自然環境保全法、地球温暖化対策推進法が中心となる)

<教科書・教材>

講義の進捗に応じて、講義資料(レジメ及び参考資料)を作成・配布する。

特定の教科書は指定しないが、講義に積極的に参加するとともに、講義において触れることが困難な多様な環境法の全貌を知るためには、教科書類の購読が必要である。特に、網羅的なものとして、大塚直 『環境法』 有斐閣 を重要な参考図書として薦める。また、自治体における政策形成を主眼としたものとしては、北村喜宣 『自治体環境行政法』 第一法規 が有益である。

その他の主要な教科書、参考書類は講義において適宜紹介する。

<成績評価の方法>

原則として、成績評価については筆記試験によることとするが、受講者の人数等講義の状況踏まえてレポートによる場合がある。

<その他>

本講義は、大学院法学研究科、法科大学院と合同である。

受講者は、あらかじめ、「法学教室」2004年4月号 No283 掲載の論点講座 環境法の新展開 第一回「環境法を学ぶに当たって」(大塚直早稲田大学教授)を読んだ上で初回の講義に出席すること。

授業科目：環境法Ⅱ（2単位）

責任教員：大塚直

配当学年：M1・2年

<目的>

これまでの奔放な経済活動のもたらした環境への負荷が、許容量をこえて蓄積し、環境を破壊し、人々の生活に重大な影響を与えつつある。今日では、地球規模で、環境を守り循環型社会への転換が求められていることは周知の通りである。この授業では、とくに、環境私法を中心として、現代の法がかかえる法的課題と、なすべき理論的・実践的取り組みを検討することを目的とする。

<授業内容>

環境法の総論的課題：理念・原則と、個々の環境法の諸問題との関連

公害問題から環境問題へ

経済的手法・拡大生産者責任

遺伝子組み換え作物とバイオセイフティ・ネット

地球温暖化など

講義は集中講義と演習の組み合わせの形で行われるので、受講者はあらかじめ、大塚直・環境法（有斐閣,2002. 11）を通読の上、参加すること。

<参考文献・教科書>

大塚直「(連載) 環境法の新展開」法学教室 283号以下（2004年4月号～）

環境法判例百選（別冊ジュリスト 171号）

大塚直・環境法（有斐閣,2002. 11）

大塚直＝北村喜宣編・環境法学の挑戦（日本評論社,2002）

吉村良一・公害・環境私法の展開と今日的課題（法律文化社,2002）

畠山武道＝大塚直＝北村喜宣・環境法入門（日本経済新聞社,2003）

など

<成績評価>

期末試験および講義への貢献度によって総合評価する。

授業科目：金融法（2単位）

責任教員：弥永真生

配当学年：M1・2年

#### <目的>

この授業の目的は、通常の民商法や証券取引法の講義ではカバーすることのできない金融規制法・金融取引法についての知識を伝達することにある。いずれの法分野についての知識とも、弁護士を中心とした最先端の法律実務においては重要性の高いものであるが、これまでの法学部の講義システムの中では十分に扱うことができなかった。

#### <授業内容・方法>

この授業は、大きく2部から構成される。

第1部は、金融規制法を扱う。この部は、さらに、金融機関規制法と支払決済システムをめぐる法規制とに分かれる。学生は、あらかじめ指定された教科書の該当部分を読み、基礎的な知識については身につけた上で授業に参加することが要求される。授業では、知識の補充を行うとともに、金融規制に関するものの考え方・見方を中心的に伝達する。

第2部は、金融取引法を学ぶ。この分野については、判例法を中心とした学習となる。学生は、金融取引に関する判例について、事前に指定されたものを読んで予習した上で、授業に参加することが要求される。ここでは、決済システムに伴う問題や消費者保護に伴う問題を扱う。

授業の進行予定は、以下の通りである。

##### 第1部 金融規制法

###### (1) 金融機関規制法

金融機関規制の根拠、銀行、証券会社、投資顧問業、信託業等

###### (2) 支払決済システム法

支払決済システムをめぐるリスクと法の必要性、ネットィング、資金決済、証券決済、ペーパーレス・システム、諸外国の支払決済システムのあり方等

##### 第2部 金融取引法

###### (1) 支払決済システムをめぐるトラブル

誤振込等、クレジットカード、マネーカードの盗用など

###### (2) 金融商品の販売をめぐるトラブル

金融商品販売法、説明義務、適合性の原則、金融商品毎の特性、普通銀行の業務拡大に伴う対処等

#### <教科書・教材>

川口恭弘『現代の金融機関と法』（中央経済社）

#### <成績評価の方法>

授業参加およびレポートによる。

#### <その他>

この授業においては、民法・商法・証券取引法の基礎的な知識が前提となる。このため、それらの講義を履修済みであることが望ましい。

授業科目：企業課税論（2単位）

責任教員：渋谷雅弘

配当学年：M1・2年

#### 〈目的〉

この授業の目的は、所得課税のうち企業に関わる部分を中心的に学び、私法と租税法との関連性を理解することにある。これによって、実務家として最低限必要な租税法の基礎を学び、「課税のトラップ」に陥ることのない実務能力を身につける。

#### 〈授業内容・方法〉

授業は、対話型の少人数講義により行う。教材として、金子宏ほか編『ケースブック租税法』（弘文堂、2004）を用いる。

学習の到達目標は、次の3点である。

1. 所得税の基礎を理解する。
2. 所得税のうち企業に関する部分について、実務的な問題点を発見・検討する能力を身につける。
3. 租税法と私法、特に取引法との関係を認識し、個別事案において税法上の諸問題の前提となっている私法関係を読みとる能力を身につける。

各回のテーマは、次の通りである。下記のページ数及び§番号は、教材『ケースブック租税法』の該当部分である。

1. イントロダクション  
1－11頁。
2. 所得の意義、所得税額計算の基本的な仕組み  
§211.01, §211.02, §214.01.
3. 納税義務者と課税単位、所得の帰属  
§212.02, §212.03, §212.04, §213.01, §213.02.
4. 利子所得・配当所得、給与所得・退職所得  
§221.01, §221.02, §221.03, §223.04, §223.05.
5. 譲渡所得  
§222.01, §222.02, §222.03, §222.04, §222.05.
6. 事業所得  
§223.01, §224.01, §224.02.
7. 収入金額と必要経費、年度帰属  
§231.01, §231.02, §232.01, §232.02, §232.03.
8. 費用収益対応の原則、必要経費の範囲  
§233.01, §234.01, §234.02.
9. 所得税額の計算  
§241.01, §241.02, §242.01, §242.02.
10. 法人税の基礎  
§311.01, §311.02, §311.03.
11. 租税法の解釈のあり方、借用概念の解釈  
§161.02, §162.01, §162.02.
12. 私法取引と租税法  
§163.01, §163.02, §163.03, §163.04.

1 3. 租税回避

§ 164. 01, § 164. 02, § 330. 01, § 330. 02.

1 4. 租税法の適用と事実認定、租税法における信義則

§ 165. 01, § 166. 01, § 166. 02.

1 5. 試験

〈教科書・教材〉

授業では、上記の『ケースブック租税法』のほか、租税法規が掲載された六法（小六法程度）が必要である。

また、予習・復習を十分に行うためには、租税法の教科書が必要である。金子宏『租税法』（弘文堂）、水野忠恒『租税法』（有斐閣）、又は新井益太郎監修『現代税法の基礎知識』（ぎょうせい）を勧める。

参考書として、『租税判例百選（第3版）』（有斐閣）を指定する。

〈成績評価の方法〉

筆記試験及び平常点による。平常点は、出欠のみならず、事前準備、問題発見能力、議論への参加等を重視する。

〈その他〉

授業科目：少年法・刑事政策

責任教員：齊藤 豊治

配当学年：M1・2年

#### <目的>

わが国では近年犯罪が増加傾向にあり、新しいタイプの犯罪が登場するなど、刑事司法は新たな対応を迫られている。また、刑事司法に関する国際人権法の実施も課題である。犯罪対策に関するテーマを選択して、検討を行う。

#### <授業内容・方法>

主にゼミナール方式を採用する。学生は、テーマを決めて、資料収集、調査研究を行い、報告し、レポートに仕上げる。テーマとしては、以下のものが考えられる。ただし、これらに限られるわけではない。

1. 国連規約人権委員会の日本政府に対する勧告への対応

2. 少年法改正の諸問題

2000年改正の運用と課題、14歳未満の少年を対象とする第2次改正の動きや、警察の少年補導に関する法整備の動きなどを検討する。

3. 死刑制度の存廃

死刑の存廃をめぐる内外の動きを検討し、廃止した場合の影響を予測する。

4. 刑事施設の過剰拘禁への対応

刑事施設における過剰拘禁が深刻化し、「小さな政府、大きな刑務所」が本格化している。収容者数のコントロールは可能か。刑事施設の拡充はどこまで許容されるのか。

5. 行刑改革の課題

名古屋刑務所事件を契機に行刑改革会議が組織され、従来にくらべると思い切った改革が提案されている。その内容を分析し、実現の可能性を検討する。

6. 代用監獄制度の是非と取り調べの可視化

代用監獄は、監獄法成立時の過剰拘禁対策の方便であったが、自白獲得の便宜からで存続している。しかし、それは強引な取り調べの結果、冤罪の温床でもあった。取り調べにおける人権保障の強化として、どのような施策が妥当かを検討する。

7. 刑務作業のあり方と賃金制の導入

刑務作業はわが国の受刑者処遇の支柱であるが、現在、過剰拘禁、作業量の確保の困難さなどから、大きな転機を迎えている。他方で、刑務作業に賃金制を導入する試みも、諸外国で行われている。日本での可能性について、検討したい。

8. 刑務所運営の民営化

英米を中心に、刑務所の民営化が進められ、わが国でも行財政改革の一環として、民営化ないし第3セクター化が課題となっている。民営化の是非について、検討する。

9. 裁判員制度の課題——それは機能するか

司法改革の一環として裁判員制度が導入され、遅くとも2009年5月には動き出す。この制度の特徴を検討し、その効果を予測し、機能するための条件を分析する。

10. 監視カメラをめぐる諸問題

環境犯罪学の知見に後押しされて、監視カメラを設置するケースが増加している。その有効性と限界を検討する。

11. 売春・性風俗産業の規制

12. DVおよび性暴力の規制

DVや性暴力（レイプ、ストーカー、セクハラ）の実情と法規制の現状を検討する。

13. 企業腐敗の防止

企業による犯罪（企業犯罪）と役員等による企業に対する犯罪（職務犯罪）の双方の面から、防止策（とりわけ、コンプライアンス・プログラム）を検討する。

14. 警察腐敗の防止

経費の流用など、警察の腐敗について、その現状と防止策を検討する。

15. 高齢化社会と犯罪

受刑者の高齢化にともなう諸問題を検討する。

16. 外国人犯罪とその対応

外国人犯罪の実像を分析し、対応を検討する。

17. 地域防犯活動

犯罪不安の高まりから、住民の間での防犯活動が活発化している。その問題点と課題を検討する。

18. 大規模災害後の犯罪対策

関東大震災では、朝鮮人などの大量殺傷が生じた。しかし、阪神・淡路大震災では犯罪発生は比較的少なかった。相次ぐ大規模災害のなかで、市民社会の秩序はどのようにして確保されるのか。

19. 修復的司法の展望

犯罪加害者と被害者が対話し、加害者が謝罪することを通じて、双方の関係の修復と立ち直りを図るという試みが修復的司法であるが、その現状と課題を分析する。

20. 被害者の安全と犯罪前歴者のプライバシー

主として性犯罪の再犯防止のために、犯罪前歴を公表したり、警察がこれ入手できるようにして、再犯の防止に使おうという動きがあり、こうした動きを分析する。

<教科書・教材>

受講生が選択したテーマごとに資料に関する情報を提供する。

<成績評価の方法>

クラスでの発言、発表、作成されたレポートの水準などを評価の対象とする。

<その他>

この授業は、法科大学院や研究大学院との合同とはしない。

授業科目：国際人権・刑事法（2単位）

責任教員：西村篤子

配当学年：M1．2年

### <目的>

グローバル化の進展に伴い、これまで国内法が排他的に取り扱ってきた分野が、国際法、特に、国際機関において作成された多数国間条約の規制を受けるようになり、また、国際法上の紛争解決のための国際裁判所や国際的なフォーラムが多数設立され、国際判例の急速な蓄積がみられるようになってきている。このため、国内の事案であっても、国際法が直接適用されるものや、あるいは国内法の適用にあたって関連国際法の規定や国際判例の理解が必要となるものが増大してきており、この傾向は、個人の権利義務を直接の対象とする国際人権法、刑事法の分野において特に顕著である。この授業においては、人権、人道、刑事の分野における国際的な動向を踏まえつつ、わが国の法曹実務において必要となる国際人権・刑事法の知識及び適用に関する基礎的能力を養うことを目的とする。

### <授業内容・方法>

#### 1. 授業内容

本授業においては、まず、国際人権・刑事法を理解する上で必要な現代国際法の基本的構造について確認した上で、第一部においては、国際人権法の意義と発展、現行の国際的人権保障の諸制度と運用、国際人権法の国内的实施等について検討する。第二部においては、国際刑事裁判所（ICC）の発足等大きな進展がみられる国際刑事法分野の発展を概括し、近年の犯罪の国際化に対応する国際法制度の発展、各国の法執行面における国際協力等について検討する。

#### 2. 教育方法

授業は基本的に講義形式を中心とするが、適宜、事例等についての討議を行うことを考えている。（また、事情が許せば、外部からの講師を招くことも検討する。）

#### 3. 予定

##### （1）現代国際法の基本的構造

##### （第一部）国際人権法

##### （2）国際人権法の意義と発展

##### （3）人権条約に基づく人権保障のメカニズム

国際人権規約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、  
児童の権利条約、拷問禁止条約

##### （4）国連機関による人権保障のメカニズム

##### （5）難民、外国人の権利等

##### （6）国際人権法の国内的实施

##### （第二部）国際刑事法

##### （7）国際刑事法の意義と発展

##### （8）コアクライムへの対応

戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイドと国際裁判

##### （9）犯罪の国際化に対応する国際法の発展

テロ、麻薬、国際組織犯罪、サイバー犯罪等

(10) 法執行面における国際協力  
犯罪人引渡、国際捜査共助

<教科書・教材>

特定の教科書は指定せず、講義の進捗に応じて講義資料を作成・配布する。参考書についてもその都度、紹介するが、概括的なものとして取りあえず以下を紹介する。

- ・阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック国際人権法』[第二版]  
(日本評論社、2003年)
- ・尾崎久仁子『国際人権・刑事法概論』(信山社、2004年)

<成績評価の方法>

期末に行う筆記試験と、各回の対話・討論の内容に基づき評価する。

授業科目：トランスナショナル情報法（2単位）

責任教員：芹澤英明

配当学年：M1・2年

#### <目的>

この授業の目的は、インターネットをはじめとする情報通信基盤において展開している、国境を越えた情報流通をめぐる法律問題を題材にして、電子取引社会が直面している情報法の最先端問題について理解を深めることを目的としている。国際条約やアメリカ法、EU法の動向及び、我国における情報取引、電子商取引、電子マネー法制のあり方についての実践的な取り組みについて考察することにより、情報法政策の基本的な枠組みを理解し、法政策判断能力や分析能力を兼ね備え、先端的領域において活躍が期待できる実務法曹を養成すること目指されている。

#### <授業内容・方法>

学生は、予め指定されたインターネット上の教材の該当部分と基本判例（日本、アメリカ、EU諸国等）を読み、自らの理解・問題認識を深めたいうで授業に臨むことが要求される。授業では、教員と学生との対話・問答を基本としながら、国際的な情報法政策問題について考察を深める。

とりあげるテーマは以下の通りである。

#### 第1部 トランスナショナル情報法の基本問題

1. はじめに：サイバースペース上の情報法規制
2. 表現の自由と青少年の保護
3. 名誉毀損
4. プライバシー・個人情報の保護
5. 不正アクセス規制
6. 電子署名法
7. プロバイダ責任法
8. 電子マネー・電子決済法
9. ネットワーク上の契約問題：電子商取引法
10. 情報ライセンス法

#### 第2部 トランスナショナル情報法の課題

11. 裁判管轄及び準拠法選択
12. 契約による法廷地・準拠法選択
13. オンライン紛争解決手続
14. 情報法における国際協調
15. 情報法の理論：最終レポート課題の提出

#### <教科書・教材>

高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』（第3版 有斐閣2004）

インターネット教材（ケースブック）<http://www.law.tohoku.ac.jp/~serizawa/>

#### <成績評価の方法>

各回の対話・討論の内容および期末に行われる最終課題（レポート試験）の成績によって評価する。

授業科目：ジェンダーと法演習（2単位）

責任教員：辻村みよ子

配当学年：M1・2年

#### <目的>

男女共同参画社会基本法は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」（男女共同参画社会）の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけているが、実際には、性差についての固定観念（ステレオ・タイプ）や偏見（ジェンダー・バイアス）、性別役割分業に由来する不合理な差別が、日本社会の至る所に存在し、男女の平等な社会参画を阻んでいる。このことは、司法や法学の領域でも例外ではなく、最近では、判例・学説あるいは法曹実務家のなかにジェンダー・バイアスが現存する例が指摘されることも多くなった。

そこで本演習では、以上のような状況をふまえて種々のジェンダー（とくに社会的・文化的に形成された性差）問題や既存の判例等を検討し、議論することで、政策担当者や法曹実務家に強く要求されるジェンダー・センシティブな問題意識を養い、ジェンダーの視点から法学研究を深めることを目的とする。

#### <授業内容・方法>

本演習では、女性と人権、平等原理とポジティブ・アクションなどの理論的課題のほか、雇用・政治・家庭内のジェンダー問題について、男女雇用機会均等法改正やDV防止法等の諸法律、判例などを題材とし、諸外国の例も参考にしつつ、下記のような項目にそって具体的に検討する。テーマごとに報告しあい、議論することで、ジェンダー法学の意義と課題を明らかにする。

#### はじめに

- 第1回 総論：フェミニズム・ジェンダーと法
- 第2回 女性の権利の展開と女性差別撤廃条約
- 第3回 各国の男女平等政策とポジティブ・アクション
- 第4回 日本の男女共同参画社会基本法と諸政策
- 第5回 日本国憲法の平等原理と性差別の違憲審査基準
- 第6回 政治参画とジェンダー
- 第7回 雇用とジェンダー
- 第8回 社会保障とジェンダー
- 第9回 家族とジェンダー
- 第10回 リプロダクティブ・ライツ
- 第11回 ドメスティック・ヴァイオレンス
- 第12回 セクシュアル・ハラスメント
- 第13回 セクシュアリティとポルノ・買売春
- 第14回 司法におけるジェンダー・バイアス
- 第15回 まとめ：男女共同参画社会を実現するために

#### <教科書・教材>

辻村みよ子著『ジェンダーと法』不磨書房(2005年)

<参考書>第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部ジェンダー部会 司法におけるジェンダー問

題諮問会議編『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス』（明石書店）

<成績評価の方法>

レポートに日頃の議論や報告を加味して評価する。

<その他>

公共政策大学院と法科大学院との併設とする。

授業科目：現代政治分析（2単位）

責任教員：川人貞史

配当学年：M1・2年

(1) 授業題目

テーマ「議院内閣制の比較政治学的研究」

(2) 授業の目的と概要

今回は、議院内閣制に関する比較政治学的研究をまとめた英文のテキストを購読する。

このゼミの基本的な目標は、比較政治学の実証研究を講読しながら、政治学的研究・分析の仕方について学ぶことである。

(3) 学習の到達目標

現代政治学の理論的関心、実証的方法に注意しながら、最近の比較政治学の研究を購読することにより、自ら、そうした研究を行うための基礎的能力を身につける。

(4) 授業の内容・方法と進度予定

テキストとして、下記の書物を取り上げる。

Strøm, Kaare, Wolfgang C. Müller, and Torgjörn Bergman eds. 2003. *Delegation and Accountability in Parliamentary Democracies*. Oxford: Oxford University Press.

演習では、このテキストの各章を、順次取り上げ、各回、報告者に30～40分程度の報告を行ってもらい、その後、報告者が司会者となり、参加者全員で報告にもとづく討論を行う。参加者は、あらかじめ、テキストにおける論点や疑問点を提出しておき、司会者が問題点を整理して討論を進める。

(5) 成績評価方法

テキストに関する口頭レポート、出席、質問カード提出、演習における発言等の平常点。

(6) 教科書・参考書

参考書については追って指示する。

授業科目：比較政治学（4 単位）

責任教員：横田正顕

配当学年：M1・2 年

公共政策における「社会資本」(social capital) の意味

<目的>

ここでいう「社会資本」とは、道路、港湾、空港、農業基盤など、経済学的な意味でのインフラストラクチャのことではなく、特に 1990 年代以降に広く社会学・政治学の分野で注目を集めるようになった、デモクラシーが健全に運営される上での政治的インフラを意味する。具体的には、自発的結社の叢生や、そうした結社や人々の生産的な協力関係、さらにはそのような関係を支える市民的政治文化などが含まれる。

社会資本論の興隆は、今や政治不信の蔓延や政治からの「退却」が顕著である先進デモクラシーの質的向上の問題と大きく関わるが、他方で社会資本概念は、1990 年代以降における開発援助戦略の文脈の中で、経済発展の民主的効率化を担保するキーコンセプトとしても重要性を増している。

もともと、「強い社会」が「強靱なデモクラシー」や「グッド・ガバナンス」を保障するという主張は、社会還元論的である上に、そのような前提を欠いた社会に、いかに社会資本を形成し定着させるかという問題について、社会資本論は具体的処方箋を欠いている。また、ワイマール共和国の歴史的経験を挙げながら、「強い社会」がデモクラシーを崩壊させる場合もあるとする批判がある。

過去 10 年にわたり、社会資本論は現代政治学の基礎概念としての地位を得たが、同時に、上に述べたような様々な疑問や批判が寄せられつつあることも事実である。こうした社会資本論に関する批判的検討を通じて、現代デモクラシーの再生の途を探求することが、この授業の目的である。

<授業内容・方法>

授業は演習形式（指定テキストの講読の形）で行う。演習参加者は各自が担当する章・論文の内容をレジュメをもとに報告し、政治学的観点からコメントを加え、この報告およびコメントに基づいて討議を進める。

基本的には以下のテキストの章立てに沿って進行するが、演習の規模によって進度は異なり得るため、具体的計画は初回に提示する。

<教科書・教材>

使用教材：

1. Bob Edwards, Michael W. Foley, and Mario Diani, eds., *Beyond Tocqville: Civil Society and the Social Capital Debate in Comparative Perspective*, Tufts University Press, 2001.
2. Archon Fung, Erik Olin Wright eds., *Deepening Democracy: Institutional Innovations in Empowered Participatory Governance*, Verso, 2003.
3. Peter Burnell and Calvert, eds., *Civil Society in Democratization*, Frank Cass, 2004.

なお、日本語の参考文献として、以下のものを挙げておく。履修を希望し、かつ初学者を自認する者は、事前に購入もしくは図書館で借り出すなどして、目を通しておくこと。

参考文献：

1. ロバート・パットナム『哲学する民主主義』NTT 出版・2001 年
2. 神野直彦・澤井安勇 [編]『ソーシャル・ガバナンス』東洋経済新報社・2004 年

3. 宮川公男・大守隆 [編] 『ソーシャル・キャピタル』 東洋経済新報社・2004 年

<成績評価の方法>

演習での報告，討論への参加による。

<その他>

この授業は，研究大学院において開設される「比較政治学演習 I・II」との合同授業となる。

授業科目：日本政治外交史（4単位）

責任教員：空井護

配当学年：M1・2年

#### <目的>

近現代日本における政治と外交の史的展開過程につき、それにまつわる様々な言説の解析作業を通じて、可能な限り内在的かつ多面的に理解を深めてゆくことが、本授業の目的である。取り上げるテキストには、政治家や官僚など政治・外交活動に直接携わった人々が記した文章（著作、雑誌論稿、日記や回想録のほか政策提言書や報告書なども含む）のみならず、思想家、学者、ジャーナリスト、評論家らが同時代人として現実政治との鋭い緊張関係のなかに身を置きつつ世に問うた幾多の文章も含まれる。本年度特に焦点を合わせるのは、戦後を代表する総合雑誌である。

#### <授業内容・方法>

1946年から1995年にかけての50年間にわたって、岩波書店発行の月刊誌『世界』に掲載された論文・エッセイは1万篇を超える。本授業では、そのなかから選ばれた論文約60篇を、時代順に講読する。かつて「進歩的知識人」なる人々が、たしかに実在した。それは「岩波知識人」とほぼ同義であり、彼／彼女たちの多くが『世界』に寄稿した。そして『世界』は戦後日本の思想空間の一角、しかしそれなりに重要な一角を構成した。そこにおいて展開された多様な言説が照射する、戦後日本が直面した様々な政治的・経済的・社会的問題状況を内在的に理解すること、さらにかかる問題状況のうちで今日何が解消され、何が解消されないままに残っているかを考えること、これが本授業の目的である。

本授業は演習形式で行われる。具体的な進め方としては、各回につき報告者とコメンテーターが1名ずつ指名され、毎回、まず報告者がテキストの担当部分に関して作成した内容要約レジュメを配布し、それに基づいて30～45分間程度の口頭報告を行う。ついで報告者のテキスト理解の正否につき、参加者全員で細やかな検討を加えたのち、重要と考える論点に関してコメンテーターがコメントを行い、さらにそれをめぐって参加者全員で討議する。なお学期末に、コメントをもとにしたレポート（8000字程度）の提出を求める。

#### <教科書・教材>

テキストは、『世界』主要論文選編集委員会編『『世界』主要論文選』（岩波書店、1995年）である（当方でコピーを作成し、参加者に配布する）。教科書はない。参考文献はそのつど、必要と求めに応じて参加者に紹介する。

#### <成績評価の方法>

成績評価は、担当した報告の精確さやコメントの独創性及び論理性、討議への参加の積極性、レポートの内容などを総合的に判断して行う（大まかな目安としては、平常点80点、レポート20点である）。

#### <その他>

本授業の履修に関して特別な要件はない。ただし参加者は当然ながら、近現代日本政治外交史・政治思想史に関する基礎的知識を充分事前に身につけておかなければならない。また本授業は法学部の日本政治外交史演習と併せて行われるが、学部学生をリードするような積極的な参加が求められる。参加希望者は、初回の説明会（日時はおって掲示する）に必ず出席すること。

授業科目：ヨーロッパ政治史（4単位）

責任教員：平田 武

配当学年：M1・2年

#### <目的>

この授業は、ヨーロッパにおけるデモクラシーの展開を比較を念頭において歴史的に跡付けることによって、一つには、比較の手法に基づいた政治分析に慣れてもらうこと、もう一つには、近現代ヨーロッパの政治動向についての概観的な知識を身につけてもらうことを目的とする。

#### <授業内容・方法>

「デモクラシーの成立・危機・再興」

70年代半ばの南欧諸国に始まり、80年代末の東欧諸国の民主化によって一般化したデモクラシーの各国への普及は、しかしながら歴史的な視座から見る場合、必ずしも政治発展の到達点と見なすことはできない。歴史上、デモクラシーが危機に直面して崩壊した事例には事欠かないからである。本演習は、主としてヨーロッパ諸国におけるデモクラシーの成立と危機、そして今日における再興を考察対象とした論文を以下の論文集の中から選び出し、デモクラシーの成立と崩壊の要因について考察する。

George Reid Andrews & Herrick Chapman, eds., *The Social Construction of Democracy, 1870-1990*, Basingstoke: Macmillan, 1995.

Dirk Berg-Schlosser & Jeremy Mitchell, eds., *Authoritarianism and Democracy in Europe, 1919-1939: Comparative Analyses*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2002.

Axel Hadenius, ed., *Democracy's Victory and Crisis*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997.

Stein Ugelvik Larsen, ed., *The Challenges of Theories on Democracy: Elaborations over New Trends in Transitology*, Boulder: Social Science Monographs, 2000.

授業は少人数の演習形式で行う。毎回2本の論文をそれぞれの担当者にレジュメ（B4二枚程度）を作成して報告してもらい、それに基づいて討議を行う形式を進める。演習参加者には、毎回の出席と議論への参加が要請されることは言うまでもなく、数回の報告を担当してもらうことになる。

#### <教科書・教材>

教材はこちらで用意する。

各国の政治史に関する参考文献は、以下の中から適宜紹介するので、参加者は文献目録を購入しておくこと。

馬場康雄編『歴史政治学の葉：ヨーロッパ政治史文献目録』（私費出版、毎年改訂）

#### <成績評価の方法>

参加者の報告と、質疑・討論への参加に基づいて行う。

#### <その他>

川内キャンパスで開講する。参加希望者は開講日の説明会（追って掲示する）に出席すること。研究大学院と合併。

授業科目：西洋政治思想史（4単位）

責任教員：柳父圀近

配当学年：M1・2年

<目的>

テーマ： 近代初期におけるピエテート（恭順）・トロイエ（忠誠）・社会契約論

西洋史上、政治的秩序の正統性意識としては、原初的な、共同体とその首長への「ピエテート」、ポリスの「公共性」の意識、また中世の「自然法」と「封建契約」における「トロイエ」が、それぞれの時代に大きな意味を持っていた。17世紀初には、人権と社会契約論の意識が高まった。

注意すべきは、「古い」意識は後には消え去ってしまったわけではなく、変容を遂げつつ残っていたことである。

それらの意識が、それぞれどのような歴史的な、また思想的な構造を持っていたか、を研究し、また近代初期に、新旧のそうした意識が、どのような布置状況にあったか（ケーススタディ的に、とくにイギリス市民革命前後において）、を検討する。

<授業内容・方法>

テーマに関する諸文献を講読する。文献ごとにあらかじめ報告と司会の担当部分を決め、報告者がレジюмеに基づき報告の後、司会役を中心に論点を整理し、討議する。

<教材>

基本的な文献として、

マックス・ウェーバー『支配の諸類型』、『支配の社会学』I, II（創文社）

A・ダントレーヴ『国家とは何か』（みすず書房）

David Underdown, *Revel, Riot and Revellion* (Oxford, 1987)

Wolfgang Mommsen ed., *Max Webers Herrschaftssoziologie* (Mohl, 2003)

上記の文献の取り上げ方、またそれ以外の資料については開講時に指示する。

<成績評価の方法>

平常点とゼミ論による。